

平成16年（行ウ）第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件

原 告 杉並区

被 告 国 ほか1名

準 備 書 面 (1)

平成16年12月21日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

## 目 次

第1	本案前の答弁	5
第2	本案前の答弁の理由	5
1	法律上の争訟性について	5
2	本件訴えが法律上の争訟性を欠くこと	6
(1)	請求の趣旨第1項に係る訴えについて	6
(2)	請求の趣旨第2項に係る訴えについて	8
3	小括	9
第3	請求の原因に対する認否	9
1	「第1 当事者について」について	9
(1)	1について	9
(2)	2について	9
2	「第2 住基ネットについて」について	9
(1)	「1 住基ネットの概要」について	9
(2)	「2 住基ネットの問題性」について	13
3	「第3 横浜方式をめぐる事実経過について」について	16
(1)	「1 横浜市の対応の経緯」について	16
(2)	「2 四者合意成立の経緯」について	17
(3)	「3 その後の横浜市の対応について」について	17
(4)	「4 原告の対応について」について	18
(5)	「5 被告側の対応とその後の経緯」について	19
4	「第4 被告東京都の受信義務について」について	20
(1)	「1 横浜方式による送信の適法性」について	20
(2)	「2 被告東京都の受信義務」について	21
5	「第5 国家賠償法上の損害賠償責任について」について	21

(1)	「1 被告らの違法行為（共同不法行為）」について-----	21
(2)	「2 被告らの違法行為による損害について」について-----	21
6	「第6 結語」について-----	21

被告らは、本準備書面において、本案前の答弁をした上、その理由について述べ、さらに、予備的に訴状記載の請求の原因に対する認否を行う。

## 第1 本案前の答弁

- 1 原告の各訴えをいずれも却下する
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との裁判を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

### 1 法律上の争訟性について

行政事件を含む民事事件において、裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和29年2月11日第一小法廷判決・民集8巻2号419ページ。最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ参照）。

上記法律上の争訟の観念は、国民の権利義務に関する紛争の概念を中心に構成されており、行政法の領域においては、行政と国民との間で生ずる法的紛争がこれに当たるものというべきところ（雄川一郎「機関訴訟の法理」行政争訟の理論464ページ参照）、行政機関相互の間に、その権限の行使やこれに関する指揮・監督について解釈上の疑義が生じ、見解の対立や紛争が生じたとしても、それは、行政組織の内部の問題として解決されるべき問題であって（例えば、内閣法7条、地方自治法251条の2など）、裁判所による解決に適さないというべきである（田中二郎「行政争訟の法理」行政争訟の法理40ページ、同・新版行政法中巻全訂第2版15、18ページ、雄川・前掲461ない

し462ページ参照)。別の観点からいえば、このような紛争を解決するために行政主体ないし行政機関が提起する訴訟は、行政主体ないし行政機関が法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものにほかならず、個人の自由や権利利益に何ら関係するものではないから、具体的権利義務に関する争いとはいえず、法律上の争訟性が否定されることになる（最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決・民集56巻6号1134ページ参照）。

以上の観点から、国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟（機関訴訟）については、法律上の争訟に当たらず、特に法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができるのである（行政事件訴訟法6条、42条）。なお、機関訴訟が法律上の争訟に当たらないとされる実質的理由は、訴訟当事者が機関であるか権利義務主体であるかによって区別する根拠がないとされている（最高裁昭和49年5月30日第一小法廷判決・民集28巻4号594ページ、佐藤繁・最高裁判所判例解説昭和49年243ページ、雄川・前掲465ページ参照）。また、同法6条の「権限の存否又はその行使に関する紛争」とは、国又は公共団体（の機関）が他の法主体に対して主張する法的地位に関する紛争であるとされている（条解行政事件訴訟法第2版154ページ）。

## 2 本件訴えが法律上の争訟性を欠くこと

### (1) 請求の趣旨第1項に係る訴えについて

ア 原告は、請求の趣旨第1項に係る請求（以下「本件確認請求」という。）の根拠として、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）につき、万全の安全体制にあることが確認されるまでには至っておらず、かつ、このことに危惧を抱く相当数の区民が存在する場合、原告は、住民基本台帳法（平成11年法律第133号（以下「改正法」という。）による改正後のもの。以下「住基法」という。）36条の2第1項に基づく必要な措置として、本人確認情報（氏名、出生の年月日、男女の

別、住所及び住民票コード並びにこれらの変更情報をいう。以下同じ。住基法30条の5第1項参照。)の非通知希望者については、その本人確認情報を被告東京都に送信しない扱いをなし得るものというべきであり、その限りで同法30条の5第1項及び2項に基づく被告東京都への送信義務の内容が限定されると主張する。

そして、被告東京都は、住基法30条の5第1項及び2項の反面として、原告からの送信に伴い、これを受信する義務を負っており、同時に、同法30条の29第1項に基づいて、送信を受けた本人確認情報について、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないから、「被告東京都は、横浜方式に則って送信された杉並区民のデータを受信する義務がある」と主張する(訴状24ページ参照。もとより、この主張は被告国や被告東京都と見解を異にしている。)

イ 以上のような原告の主張によれば、原告は、本件確認請求において、住基法30条の5第1項及び2項、30条の29第1項並びに36条の2第1項に基づき被告東京都の義務の確認を求めているもの(原告の法的地位を主張しているもの)と解される。そして、上記各規定は、いずれも市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び都道府県知事の住民基本台帳事務に関する権限、義務について定めたものといえる。

そうすると、本件確認請求に係る訴え(以下「本件確認の訴え」という。)は、行政主体としての杉並区の東京都に対する確認の訴えという形式を採っているものの、その実質は、杉並区長と東京都知事の間における上記各規定に基づく住基法上の権限の存否又はその行使に関する紛争にほかならず、機関訴訟に当たるべき内実を備えているものというべきである。したがって、特別に法律で定めるほかは、行政内部における問題として解決すべき問題であって、裁判手続で解決することは認められない(法が予定している解決方法としては、住基法31条、地方自治法245条の5、25

0条の13, 251条の3などがあるが, 裁判手続をすることができる場合としては同法251条の5, 252条しか規定されていない。)

また, 本件確認の訴えは, 杉並区における住民基本台帳事務の適切な実施や杉並区民に関する記録の適正な管理等のための法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的として提起されたものであって, 当事者間の具体的権利義務に関する争いではないから, 法律上の争訟に当たらないというべきである。

(2) 請求の趣旨第2項に係る訴えについて

上記のような訴えの性格は, 請求の趣旨第2項に係る請求(以下「本件国賠請求」という。)についても同様に当てはまる。

すなわち, 原告らは, 住基ネット設備関連費用, 転入転出手続上の郵便費用, 住民票交付手数料及び人件費について国家賠償法に基づく損害賠償を求めているが(訴状26ないし30ページ), その主張するところは, 詰まるところ, 被告東京都に対しては, 杉並区長が東京都知事に対し住基法上, 上記受信義務があることを主張できる法的地位を有するというものであり, また, 被告国に対しては, 被告国(総務大臣)が住基法31条1項の指導権限の行使を怠ったこと, あるいは, 平等原則の下で住基法に従った適切な権限行使をしなかったことを主張するものであって, これは自治事務である住民基本台帳事務に関する被告国(総務大臣)と原告(杉並区長)の関与の在り方を巡る紛争であり, いずれも, 紛争の実体は住基法上の権限の存否又はその行使に関するものである。

また, 原告が主張する損害(経済的利害)は, 私的な権利利益の侵害の結果ではなく, 住基法の規定により処理することとされた事務の遂行に伴う効果であって, 公行政責任遂行に伴う効果にほかならない。そうすると, その主張する損害賠償請求権も私法上のものではあり得ず, 本件国賠請求は, 地方公共団体が行政権の主体として, 他の地方公共団体又は国に対し行政上の



義務の履行を求める訴訟というほかない。

したがって、本件国賠請求は、私人と同様の立場で自己の権利利益の保護救済を求めるものではないから、法律上の争訟に当たらないというべきである（前掲最高裁平成14年7月9日第三小法廷判決）。

### 3 小括

以上のとおり、原告の各訴えは、いずれも、実質的には、杉並区長と東京都知事及び総務大臣という行政機関相互間の住基法上の権限の存否又はその行使に関する紛争であって、機関訴訟にほかならないというべきところ、このような訴えを許容する法律の規定は存在しない。仮に機関訴訟に当たらないとしても、当事者間の具体的権利義務に関する争いとはいえないから、そもそも法律上の争訟に当たらないというべきである。

したがって、本件各訴えはいずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

## 第3 請求の原因に対する認否

### 1 「第1 当事者について」について

#### (1) 1について

##### ア 第1段落について

おおむね認めるが、住基法2条が根拠規定となることは争う。

##### イ 第2段落について

原告が基礎的な地方公共団体であることは認めるが、その余の主張については、その法的な意味が不明であるから、認否の限りではない。

#### (2) 2について

国及び都道府県が住基法2条所定の責務を負うとの限度で認める。

### 2 「第2 住基ネットについて」について

#### (1) 「1 住基ネットの概要」について

ア 「(1) 創設の経緯と稼働開始」について

(ア) 第1段落について

おおむね認める。ただし、改正法は段階的に施行されている（同法附則1条参照）。

(イ) 第2段落について

認める。

(ウ) 第3段落について

住民に住民票コードを付したとする点は否認する。住民票コードは、住民票の新たな記載事項であるにすぎず、人に対して番号を付すものではない。

その余はおおむね認めるが、住基ネット構築の目的については、その目的の一つが住民の利便増進と行政事務の効率化であるという限度で認める。

(エ) 第4段落及び第5段落について

平成14年8月5日に住基ネットの第1次稼働が開始され、平成15年8月25日に第2次稼働が開始されたことは認めるが、その余は否認する。

政府は、改正法の法案の策定に当たって広く意見を募り、これを反映させてきた。また、住基ネットに反対する意見は皆無ではなかったが、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の決議においても、住基ネットの必要性がうたわれている。

(オ) 第6段落について

全国の市町村のうち、平成16年8月現在で、福島県矢祭町、東京都国立市及び原告が住基ネットに参加していないことは認める。神奈川県横浜市については、原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため、認否できない。その余は不知。

イ 「(2) 基本的な仕組み」について

(ア) 第1段落ないし第3段落について

おおむね認めるが、「委任することができる」とあるのは、「行わせることができる」が正しい。なお、全国のすべての市町村が住民基本台帳に係る事務について電算処理システムを導入しているわけではない。

(イ) 第4段落について

「この全国サーバには、国の機関等のコンピュータが接続される」との主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、国の機関等への本人確認情報の提供方法は、電気通信回線を通じて国の機関等の使用に係る電子計算機に送信する方法と、保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを国の機関等に送付する方法のいずれかの方法により行うこととされているので（住基法施行令30条の7）、その限度で認める。その余は認める。

(ロ) 第5段落について

認めるが、全国サーバ、都道府県サーバ及び市町村のコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）は、三者それぞれが専用回線により接続している。

ウ 「(3) 住民の利便性の内実」について

(ア) 「ア 住民票の写しの広域交付」について

a 第1段落について

認める。

b 第2段落について

第1文は認めるが、第2文は否認する。現行の住基ネットのシステムにおいては、住民票の写しの広域交付を行う際には、交付地において、住民票の写しの交付を受けようとする住民について、同システム所定の本人確認を行わなければ、住所地の市町村に対して広域交付を

依頼することができない仕組みになっている。そのため、住民基本台帳に関する事務の処理として、都道府県知事から本人確認情報の提供を受ける必要がある（住基法30条の7第4項3号，同条6項3号参照），その過程において，都道府県サーバや全国サーバと電気通信回線を通じて接続することになる。

c 第3段落について  
否認ないし争う。

(イ) 「イ 転入転出の特例処理」について

a 第1段落について

おおむね認めるが、「引っ越した場合に」とあるのは「転出する場合に」が正しい。

b 第2段落について

第1文は認め，第2文は否認する。現行の住基ネットのシステムにおいては，住基法24条の2所定の特例に基づく転入届がされた場合，転入地の市町村は，転入しようとする住民について，同システム所定の本人確認を行わなければ，転出地の市町村に対して転出証明書情報の要求をすることができない仕組みになっている。そのため，住民基本台帳に関する事務の処理として，都道府県知事から本人確認情報の提供を受ける必要がある（同法30条の7第4項3号，同条6項3号），その過程において，都道府県サーバや全国サーバと電気通信回線を通じて接続することになる。

c 第3段落について  
否認ないし争う。

(ウ) 「ウ 本人確認と住基カード」について

a 第1段落について

「住基ネットにおいては住民が住基カード……を利用して本人確認

することが期待されており」とする点は、趣旨があいまいであるため認否の限りでないが、その余は認める。

b 第2段落について

住基カードは個々の住民の希望により交付されるものであること、平成16年3月末までに発行された住基カードは約25万枚であることは認めるが、その余は否認ないし争う。

住基カードの交付を受けていることが必須の要件とされている制度は、住基法24条の2所定の転入転出の特例のみであり、住基カードの交付を受けていなければ、住基ネットによるメリットを享受することができないというわけではない。また、総務省が住基カードの発行枚数について目標を立てたことはない。

エ 「(4) 国の行政機関等への情報提供とそれがもたらすもの」について

(ア) 第1段落について

おおむね認めるが、住基法30条の10第1項は、都道府県知事が指定情報処理機関に行わせることができる事務の内容を定めた規定である。

(イ) 第2段落について

おおむね認める。

(ウ) 第3段落について

争う。

(エ) 第4段落について

国の行政機関等に対する本人確認情報の提供について、当初93事務に限定されていたものが、その後264事務に拡大されたこと、本人確認情報を提供する事務が今後拡大される可能性があることは認めるが、その余は争う。

(2) 「2 住基ネットの問題性」について

ア 「(1) プライバシーの権利」について

事実に関する主張でないから認否の限りでない。

イ 「(2) 個人情報の法的保護」について

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が平成15年5月30日に公布されたことは認めるが、その余は、事実に関する主張でないから認否の限りでない。

ウ 「(3) 個人情報の保護が万全でないこと」について

(ア) 第1段落について

改正法附則1条2項の規定の存在は認める。

(イ) 第2段落について

平成15年5月30日、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が制定・公布されたことは認めるが、その余は争う。

(ウ) 第3段落及び第4段落について

原告が引用する規定の存在は認める。

(エ) 第5段落について

否認ないし争う。

都道府県及び指定情報処理機関が住基ネットを通じて情報提供を行う行政機関の範囲は、住基法別表第1の上欄に掲げる国の機関又は法人、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他執行機関、他の都道府県の都道府県知事その他執行機関、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他執行機関に限定されている。

また、同法30条の33は、本人確認情報の提供を受けた国の機関等

が安全確保措置を講ずべきことを定め、同法30条の34は、目的外の利用等を禁じている。

そして、国の機関等が指定情報処理機関（財団法人地方自治情報センター、以下「地方自治情報センター」という。）から本人確認情報を受領した場合には、当該国の機関等は、本人確認事務が終了した後、当該国の機関等と指定情報処理機関との間で締結されている協定書の規定に基づき、受領した当該本人確認情報を消去すべき旨が定められている。

(オ) 第6段落について

第1文については、長妻昭衆議院議員からの質問に対して平成16年7月6日付け答弁書が提出されたこと、その中に原告が主張する内容が含まれていることは認める。

第2文は、知らないし争う。

エ 「(4) セキュリティ上の危惧」について

(ア) アについて

コンピュータ・ネットワークにおいて「完全」なセキュリティを確保することが不可能であることは認めるが、当該ネットワークにとって必要かつ十分なセキュリティを確保することは可能であり、住基ネットについては、必要かつ十分なセキュリティ対策が講じられている。

(イ) イについて

コンピュータシステムについて完全なセキュリティを確保することができないことは(ア)と同様の趣旨で認めるが、その余は否認ないし争う。市町村におけるセキュリティ対策費については、所要の財源措置が施されている。

(ウ) ウについて

a 第1段落について

市町村の庁内LANの接続口やハブの位置については不知、その余

は否認ないし争う。住基ネットについては、必要かつ十分なセキュリティ対策が講じられている。

b 第2段落について

住基ネットへの侵入の危険性及び住基ネットから個人情報が出される危険性があることは否認する。その余の主張については、趣旨、内容が明確でないから、認否の限りでない。

(エ) エについて

都道府県サーバに都道府県の全住民の本人確認情報が集積されていること、全国サーバに全国民の本人確認情報が集積されていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

(オ) オについて

C S並びに被告国及び同東京都の庁内LANで利用されているOSがマイクロソフト社のWindows 2000であるか否かは、機密保持上、認否することができない。その他の都道府県、市町村等の庁内LANについては不知。その余は、一般論としては認めるが、いずれにしても、住基ネットについては、必要かつ十分な安全対策が講じられている。

(カ) カについて

否認ないし争う。地方自治情報センターは、法30条の12が定める指定基準を満たし、適正かつ確実に業務遂行を行う能力を有する機関であるし、住基ネットにおいては、関係機関の責任体制が明確に定められている。

3 「第3 横浜方式をめぐる事実経過について」について

(1) 「1 横浜市の対応の経緯」について

ア 「(1) 住基ネット参加に向けた準備」について

(ア) 第1段落について

おおむね認めるが、本稼働までに死亡等の事由が発生した場合には、



仮の情報は正式な情報としては扱われない。

(イ) 第2段落について

認める。

イ 「(2) 横浜方式での参加表明」について

横浜市が表明した内容についてはおおむね認めるが、横浜市が表明した内容を「横浜方式」であるとする点は、原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため、認否できない。

(2) 「2 四者合意成立の経緯」について

ア 「(1) 横浜方式に向けての準備」について

第1段落はおおむね認めるが、原告が主張する「横浜方式」の内容は明らかでないため、この点については認否できない。

第2段落は、横浜市がそのように公表していることは認める。

イ 「(2) 四者合意の成立」について

(ア) 第1段落について

否認する。総務大臣は、どのような対応が可能であるかを検討させることとしたい旨を回答したにとどまる。

(イ) 第2段落について

四者合意が締結されたこと及びその内容は認める。

ウ 「(3) 総務省の取った措置」について (訴状15ページ最下行(2)は(3)の誤りと思われる。)

総務省が、四者合意が成立すると同時に、「事務連絡」として、自治行政局市町村課長名で各都道府県等の住基ネット担当部長あてに合意内容を送付したこと、「事務連絡」において、「念のため」として、選択制が認められない旨が付記されていることは認めるが、その余は争う。

(3) 「3 その後の横浜市の対応について」について

平成15年5月に個人情報保護関連5法が制定されたことは認める。神奈

川県及び被告国が横浜方式による接続を拒絶することはしていないとする点については、現在、横浜市からの接続を拒絶していないことは事実であるが、被告国及び神奈川県は、横浜市に対し、速やかに住民全員の本人確認情報の通知を開始して違法状態を解消するよう、繰り返し求めている。「引き続き横浜方式を実施している」、「横浜方式による接続を拒絶することはしていない」との点については、原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため認否できない。その余は不知。

(4) 「4 原告の対応について」について

ア 「(1) 住基ネットへの参加準備」について

平成14年6月26日、原告から被告東京都のサーバを経由して地方自治情報センターのサーバに仮の本人確認情報が送信されたことは否認する。

本人確認情報を地方自治情報センターのサーバに送信したのは、杉並区長から当該情報の通知を受けた東京都知事である。原告は、被告東京都のサーバを経由したか否かにかかわらず、地方自治情報センターのサーバに本人確認情報を送信していない。

イ 「(2) 住基ネットへの不参加表明」について

(ア) 「ア 区民の意向調査」について

不知。

(イ) 「イ 調査会議の設置」について

原告が、平成13年9月25日、杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例を制定・公布したことは認めるが、その余は不知。

(ウ) 「ウ 住基ネット不参加の表明」について

認める。

(エ) 「エ 被告国への法制度提言」について

原告が訴状記載の要望書を提出したことは認める。

ウ 「(3) 四者合意成立後の動き」について

平成15年4月9日、甲第1号証記載の内容で四者合意が成立したことは認めるが、その余は不知。

エ 「(4) 横浜方式導入の表明」について

原告が、平成15年6月4日、甲第12号証記載の意見を表明したことは認めるが、その余は不知。

(5) 「5 被告側の対応とその後の経緯」について

ア 「(1) 被告東京都の対応」について

第1段落は認める。

第2段落については、現在、被告国が地方自治法245条の5の規定による是正の要求を行っていないことは認める。

イ 「(2) 協議の申入れと被告らの対応」について

(ア) 第1段落について

平成15年6月25日、原告から被告東京都に対し、協議の申入れがあったことは認めるが、その余は否認する。被告らは、原告に対し、速やかに住民全員の本人確認情報の通知を開始して違法状態を解消すべきことなどを、繰り返し求めている。

(イ) 第2段落について

原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため認否できない。

(ロ) 第3段落について

原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため認否できない。

ウ 「(3) 区民への非通知申出書送付」について

(ア) 第1段落について

原告から甲第15号証記載の内容で協議の申入れがなされたことは認めるが、その余は否認する。その理由は、前記イ(ア)で述べたとおりである。

(イ) 第2段落について

原告が甲第16号証記載の内容の意見を表明したことは認める。

(ウ) 第3段落ないし第6段落について

不知。

エ 「(4) 被告らの拒否回答」について

原告が甲第18号証記載の内容の意見を表明したこと、甲第19号証記載の内容で協議の申入れをしたこと、総務省自治行政局長が甲第20号証の1記載のとおり、東京都総務局長が同号証の2記載のとおり、それぞれ回答したことは認める。

#### 4 「第4 被告東京都の受信義務について」について

(1) 「1 横浜方式による送信の適法性」について

ア 「(1) 原告の憲法及び地方自治法上の地位」について

事実の主張ではないから、認否の限りではない。

イ 「(2) 住基法における原告の義務と権限」について

(ア) 「ア 住基法改正による適切管理義務の創設」について

原告主張の規定の存在は認めるが、その余は争う。

(イ) 「イ 個人情報保護法制の不備」について

a 第1段落について

改正法附則1条2項の規定の存在は認めるが、その余は争う。同規定は、個人情報保護に関する法制度の整備に向けて、立法機関ではない政府が実施可能な範囲で措置を講ずべきことを求めているものにはすぎない。

b 第2段落について

争う。

(ウ) 「ウ 区民の意向」及び「エ 原告の送信義務の内容」について

杉並区民の意向は不知。杉並区民が抱く危惧が専門家によっても裏付

けられるものである点は否認し、その余は争う。

- (2) 「2 被告東京都の受信義務」について  
争う。

5 「第5 国家賠償法上の損害賠償責任について」について

- (1) 「1 被告らの違法行為（共同不法行為）」について  
争う。

- (2) 「2 被告らの違法行為による損害について」について

ア 「(1) 住基ネット設備関連費用について」について

- (ア) アについて

原告が、平成14年8月1日、同月5日の第1次稼働日に住基ネット  
に参加しない旨の意見を表明したことは認めるが、その余は不知。

- (イ) イについて

第1段落については、原告が甲第12号証記載の意見を表明したことは認めるが、被告東京都が受信義務を履行しないとする点は争う。その余については、原告が主張する「横浜方式」の内容が明らかでないため認否できない。

第2段落ないし第4段落は争う。なお、当該費用は、住基ネットへ接続したとしても発生する費用と思われる。

イ 「(2) 転入転出手続上の郵便費用について」ないし「(5) 損害合計額」  
について

知らないし争う。

6 「第6 結語」について

争う。